

法 指 第 1 2 6 7 号
平成 22 年 10 月 2 7 日

社会福祉法人 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長
(公印省略)

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について (送付)

日頃から、本府福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 22 年 10 月 14 日付で、厚生労働省から下記内容の添付通知が発出されましたので送付します。

つきましては各通知に基づき、今後とも社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

【1 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について】これまで保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人については、評議員会の設置の適用は除外されており、また、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて①一時預かり事業を行っている場合は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に評議員会を置くものとしておりましたが、別添厚生労働省通知をもって、評議員会の設置の適用を除外することとなりました。併せて、当該法人が②地域子育て支援拠点事業を行っている場合について (①と②の両方の事業を行っている場合を含む。) も同様の取扱いとなりました。

【2 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について】これまで保育所を経営する事業と併せて①一時預かり事業を行っている場合は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に保育所を経営する事業と①一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとしておりましたが、別添厚生労働省通知をもって、経理区分の明確化の適用を除外することとなりました。併せて、保育所を経営する事業と併せて②地域子育て支援拠点事業を行っている場合 (①と②の両方の事業を行っている場合を含む。) も同様の取扱いとなりました。

【参考】

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課のホームページに厚生労働省からの通知を掲載しています。(事業一覧ページ⇒様式資料の社会福祉法人に関する各種手続き案内⇒社会福祉法人等への通知文書)

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

(問い合わせ先)

法人指導課監理グループ (1 に関すること)

直 通 06-6944-6663

法人指導課指導・監査グループ (2 に関すること)

直 通 06-6944-7084